

学生賞授賞規程 - 生物工学会西日本支部

公益社団法人日本生物工学会定款第4条に基づき、日本生物工学会西日本支部学生賞授賞の規程を次のように定める。

第1条 日本生物工学会西日本支部に学生賞を設ける。

第2条 本支部会は生物工学の進歩に寄与した学生に対し学生賞を授与することができる。

授賞対象・資格は、(1) および(2)を満たす者とする。

(1) 西日本支部地域内の大学の修士課程(博士課程(前期))、博士課程(博士課程(後期)) および高等専門学校専攻科の学生で生物工学会会員

(2) 生物工学会年大会あるいは支部大会において、口頭・ポスター発表した者もしくは本学会の和文・英文誌に論文を公表した者

受賞者には賞状を授与する。

対象研究室、講座、学科および研究科の代表者は、有資格者を本支部長に推薦する。

第3条 学生賞審査委員会を設け、選考する。学生賞審査委員会は選考結果を支部長に報告する。

第4条 支部長は前条の報告を得て学生賞受賞者を決定する。

この規定は、2012年7月7日より施行する。